

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

刈払機は幅広い分野で使用されていますが、取扱いによっては重大な災害が発生する恐れがあります。厚生労働省は、刈払機取扱作業者安全衛生教育を作業者の安全確保のため特別教育に準じた教育とし、対象労働者に安全衛生教育の受講を求めています。

当協会にて下記日程で標記講習を実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

※ 労働省労働基準局長通達
基発第 66 号（平成 12 年 2 月 16 日付）
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について



記

日 程 年 月 日 () : ~ :

会 場

科 目 時 間			
	1. 刈払機に関する知識	1 時間	
	2. 刈払機を使用する作業に関する知識	1 時間	
	3. 刈払機の点検及び整備に関する知識	0.5 時間	教育時間は教育 規程に定められた 時間で、休憩時間 等を含みません。
	4. 振動障害及びその予防に関する知識	2 時間	
	5. 関係法令等	0.5 時間	
	6. 実技（事業場等にて実施下さい：1時間）		

受講資格 申込書の受講資格欄に記載のとおり（実技修了者対象）

受講料 会員 9,350円 （受講料 6,600円、テキスト代 2,750円）消費税込
一般 12,650円 （受講料 9,900円、テキスト代 2,750円）消費税込

申込期限 定員 40名 ※開催日の2週間前、定員に達した時は期限内でも締め切ります。

申込み先 (公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 TEL. (0894) 22-2296
八幡浜市江戸岡 1-1-14 FAX. (0894) 22-2281
(公社)愛媛労働基準協会宇和島支部 TEL. (0895) 25-8867
宇和島市丸之内 1-3-20 パスセンター 2 階 FAX. (0895) 24-1339
1) お近くの(公社)愛媛労働基準協会各支部で申込み出来ます。
2) 現金書留にて郵送時は返信用封筒(84円切手)を同封して下さい。

修了証 全科目受講した方に交付します。
事業者には受講証明書を発行します。(3年間保存義務)

その他 1. 遅刻した方は入場をお断りします。
2. 納入した受講料は欠席の場合でも返戻できません。
3. 複数名受講の場合は、裏面の受講申込書をコピーしてご利用下さい。
4. 受講者が 10 人以下の場合は開催を延期又は中止する事が有ります。

問合せ (公社)愛媛労働基準協会八幡浜支部 TEL. (0894) 22-2296
※ 講習の詳細は、(公社)愛媛労働基準協会HP「特別教育」でも確認できます。